

## 議案第 20 号

### 日出町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

日出町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 28 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

### 日出町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

日出町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和 52 年日出町条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の 2 中「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項）を「利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項）」に改め、「暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 120 号）第 42 条第 2 項の規定により設定された暗証番号をいう。）その他」を削る。

第 14 条第 2 号中「個人番号カード」を「利用者証明用電子証明書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第３７号）第４９条の規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

#### 理 由

移動端末設備用利用者証明用電子証明書の利用により、コンビニエンスストア等の多機能端末機から印鑑登録証明書の交付を可能とするため、条例を改正したいので提出する。